

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第11号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第97条第1号中「者」の次に「（大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）第3条の規定により設置される係長以上の職（これらに相当する職を含む。）の者をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

別表第5 収納代理金融機関の項中

「	株式会社三井住友銀行	」
	三井住友信託銀行株式会社	を
		」

「

株式会社三井住友銀行	」
	に改める。

」

別表第6 三井住友信託銀行株式会社町田支店の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。